

## 富山市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

令和3年4月1日改正

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定める低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、法、政令及び省令で定めるもののほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 登録建築物調査機関エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に定める登録建築物調査機関（業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理、若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。）をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）（以下「品確法」という。）第5条第1項に定める登録住宅性能評価機関をいう。

### (認定申請書の提出部数)

**第3条** 法第53条第1項又は法第55条第1項に定める認定の申請において提出する認定申請書（省令別記様式第5又は第7）の部数は、正本及び副本各1部とする。

### (登録建築物調査機関等による技術的審査)

**第4条** 法第53条第1項又は法第55条第1項に定める認定の申請をする者（以下「申請者」という。）は、当該申請をする前に、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる認定基準に適合していることについて、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（以下「登録建築物調査機関等」という。）に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を依頼し、「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）」の交付を受けることができる。

- 2 前項に定める適合証が認定申請書に添付された場合は、法第54条第1項各号に掲げる認定基準に適合しているものとする。

### (所管行政庁が必要と認める図書)

**第5条** 省令第41条第1項に定める所管行政庁が認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項に定める技術的審査を受けた場合にあつては、登録建築物調査機関等が交付する適合証
- (2) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。）Ⅱの第1の6に該当する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する品確法第5条第1項に定める住宅性能評価書の写し又は同法第44条第3項に定める登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し

- (3) 低炭素化の基準告示Ⅰの第2の1-3に定める基準の審査にあたり、低炭素化の基準告示Ⅰの第2の1-2(2)に基づき国土交通大臣が認めた場合にあっては、当該基準に適合する旨の認定書等の写し
  - (4) 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号)4の(2)③に定める都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域における場合にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等
  - (5) その他市長が必要と認める図書
- 2 省令第41条第3項に定める所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。
- (1) 前項第2号に示す住宅性能評価書又は住宅型式性能認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
  - (2) 前項第3号に示す認定書等を添付した場合にあっては、当該基準に適合することの確認に必要な図書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書

#### (申請者への通知)

- 第6条** 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項に定める認定の申請に係る計画が法第54条第1項の認定基準に適合するかどうかを決定することができないと認めるときは、認定基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(様式第1号)により、速やかに所定の措置を取るよう申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、法第54条第2項に定める申し出があった場合において、法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第12項に定める建築基準関係規定に適合するかどうか決定することができない旨の通知書の交付を受けた場合には、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(様式第2号)により、速やかに所定の措置を取るよう申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、法第53条第1項又は法第55条第1項に定める認定の申請に係る計画が法第54条第1項の認定基準に適合しない場合又は法第54条第2項に定める申し出があった場合において、法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第12項に定める建築基準関係規定に適合しない旨の通知書の交付を受けたときは、低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

#### (軽微な変更)

- 第7条** 認定建築主は、法第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更(省令第44条に定める軽微な変更に限る。)をする場合は、当該計画変更に係る工事に着手する前に、低炭素建築物新築等計画変更届(様式第4号)正本及び副本各1部に当該変更に係る図書を添えて市長に提出しなければならない。

#### (申請の取下げ)

- 第8条** 法第53条第1項又は法第55条第1項に定める認定の申請をした者は、その計画の認定を受ける前に当該申請を取下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定申請取下げ届(様式第5号)正本及び副本各1部を市長に提出しなければならない。

#### (認定の取りやめ)

- 第9条** 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめよ

うとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書（様式第6号）により申し出なければならない。

- 2 前項の申出は、正本及び副本各1部とし、省令第43条に定める認定通知書を添えるものとする。

#### （報告書の提出）

**第10条** 認定建築主は、法第56条に定める認定に係る建築物の建築の工事が完了したときは、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げるいずれかの図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に定める検査済証の写し
- (2) 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に定める工事監理報告書の写し
- (3) その他の工事の完了を確認することができる図書

- 2 認定建築主は、法第56条に定める報告（前項による報告を除く。）を求められた場合は、速やかに低炭素建築物の新築等に関する報告書（様式第8号）に必要な図書を添えて、市長に報告するものとする。

#### （改善命令）

**第11条** 市長は、法第57条に定める改善に必要な措置を認定建築主に命じるときは、低炭素建築物の新築等に関する改善命令書（様式第9号）により行うものとする。

#### （認定の取り消し）

**第12条** 市長は、法第58条に定める認定を取り消したときには、認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書（様式第10号）により認定建築主に通知するものとする。

#### （その他）

**第13条** この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附則（平成25年1月1日）

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

#### 附則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

認定基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

富山市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条又は第55条の規定に基づき申請のあった低炭素建築物新築等計画について認定基準に適合するかどうかを決定することができないので、富山市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第6条第1項の規定に基づき、速やかに所定の措置を取るよう通知します。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置  
富山市
- 3 理由
- 4 備考

様式第2号（第6条関係）

建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

富山市長

次の認定申請について、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第2項の規定に基づき建築主事へ通知しましたが、建築基準法第18条第12項の規定に基づき、次の理由により 年 月 日付で建築基準法関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付を受けましたので、富山市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第6条第2項の規定に基づき、速やかに所定の措置を取るよう通知します。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置  
富山市
- 3 理由
- 4 備考

様式第3号（第6条関係）

低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

富山市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条又は第55条の規定に基づき申請のあった低炭素建築物新築等計画については、次のとおり認定をしないこととしたので、富山市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第6条第3項の規定に基づき通知します。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置  
富山市
- 3 理由
- 4 備考

様式第4号（第7条関係）

低炭素建築物新築等計画変更届

年 月 日

（宛先） 富山市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画を変更（国土交通省令で定める軽微な変更に限る。）したいので、富山市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 軽微な変更の内容  
(前) (後)
- 5 変更理由

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第5号（第8条関係）

低炭素建築物新築等計画認定申請取下げ届

年 月 日

（宛先）富山市長

届出者（申請者）の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者（申請者）の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

富山市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第8条の規定に基づき、次の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条又は第55条に基づく申請を、次のとおり取下げたいので届け出ます。

- 1 申請の種類
- 2 申請年月日  
年 月 日
- 3 申請に係る建築物の位置  
富山市
- 4 取下げの理由
- 5 備考

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

届出者（申請者）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第6号（第9条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（宛先）富山市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、富山市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 取りやめの理由
- 5 備考

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第7号（第10条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築が完了したので、富山市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 建築工事完了の年月日  
年 月 日
- 5 建築物の建築が完了したことを確認した建築士等  
( 級) 建築士 ( ) 登録第 号  
住所  
氏名  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
名称  
所在地
- 6 備考

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第8号（第10条関係）

低炭素建築物の新築等に関する報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について、富山市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 連絡者（設計者又は施工者等）の住所及び氏名
- 5 報告事項
- 6 備考

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第9号（第11条関係）

低炭素建築物の新築等に関する改善命令書

第 年 月 日 号

様

富山市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定に基づき、次の認定低炭素建築物新築等計画について、次のとおり速やかに改善の措置を取るよう命じます。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 改善内容
- 5 備考

様式第10号（第12条関係）

認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書

第 年 月 日 号

様

富山市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、次のとおり認定低炭素建築物新築等計画の認定を取り消したので、通知します。

- 1 認定番号他  
認定番号 第 年 月 日 号  
認定年月日 年 月 日  
(※) 確認番号 第 年 月 日 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名
- 2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 理由
- 5 備考

(※) は法第53条第2項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により富山市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。